

◎新潟県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり串川頭首工管理規程、魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程、南魚沼土地改良区魚野川頭首工管理規程、南魚沼土地改良区宇津野頭首工管理規程の変更を認可した。

令和元年11月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
南魚沼市六日町949番地6
南魚沼土地改良区
- 2 認可年月日
令和元年11月21日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 串川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - (2) 魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - (3) 南魚沼土地改良区魚野川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流・およびゲートの操作
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (4) 南魚沼土地改良区宇津野頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則